

東温市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 8 日

東温市監査委員 竹 村 俊 一
同 相 原 眞知子

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類、対象等

1 財政援助団体等監査の観点

監査は、令和6年度に実施した財政援助に係る出納その他の事務の執行について、「東温市補助金等交付規則」及び「東温市各種補助金等交付・適用基準」に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の指導・監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の方法

令和7年度監査計画に基づき、以下の補助金等交付団体10団体を選定し、所管課から提出された諸帳簿等関係書類の書面審査を行うとともに、5団体については、所管課職員に説明を求めた。

	監査対象団体	所管課	ヒアリング 実施日	書面審査 実施日
1	シルバー人材センター	長寿介護課	—	6月2日 から 7月16日
2	遺族会	長寿介護課	7月16日	
3	老人クラブ	長寿介護課	7月16日	
4	青年農業者協議会	農林振興課	—	
5	少年健全育成推進協議会	学校教育課	7月16日	
6	文化協会	生涯学習課	—	
7	P T A 連合会	生涯学習課	7月16日	
8	スポーツ協会	生涯学習課	7月16日	
9	スポーツ少年団	生涯学習課	—	
10	スポーツ少年団指導者協議会	生涯学習課	—	

3 監査期間

令和7年6月2日から令和7年7月16日まで

第2 監査の結果等

(1) 事業の運営状況

事業は公益性があり、団体の事業目的に沿った運営が適正にされており、公益的事業として一定の効果が表れていた。

(2) 団体の経理状況

各団体の補助金の使用状況を確認したところ、各団体とも、概ね適正に経理されていた。

(3) 改善を要する事項

一部の事項について意見を申し述べるので、所管課は、適切に検討・指導されたい。

監査対象団体は、所管課の指導により適切な改善策を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。なお、軽易な事項についての表記は省略している。

監査対象団体	意見の内容	所管課
遺族会	・申請書等に一部不明確なところが見受けられるため、資料を整えること。	長寿介護課
スポーツ協会	・申請書等に一部誤りが見受けられるため、資料を整えること。	生涯学習課

第3 まとめ

交付した補助金は、「東温市補助金等交付規則」及び「東温市各種補助金等交付・適用基準」に基づき概ね適正に処理されていると認められたが、令和5年5月12日に改正（令和5年6月1日施行）された補助金等交付規則に規定する様式を使用していないものが散見された。所管課が都度規則を確認することを怠っていたためと考えられることから、規則に則った適切な事務の執行を行うよう取り組まれない。

また、所管課は補助金の交付に当たり、今まで以上に各団体の会員数、活動内容等を詳細に把握し、各団体への補助金の必要性、有効性等についても検証するとともに、団体と情報交換を行い、必要に応じて問題点の解決に向けた協議を行うなど、補助団体が時代に応じた役割を果たせるよう、質の高い補助金事務に努められたい。